
玉東町バリアフリー基本構想

令和5年3月

玉 東 町

目 次

第1章 玉東町バリアフリー基本構想の策定にあたり	
1. 基本構想策定の背景	1
2. 基本構想の概要	1
3. 基本構想に位置づけられる特定事業	2
4. 目標年次	4
第2章 地域現況の整理	
1. 町の概要	5
2. 木葉駅周辺の概況	6
3. 高齢者・障がい者等の状況	8
4. 交通施設	10
第3章 木葉駅周辺におけるバリアフリー化の方向性	
1. 木葉駅周辺におけるバリアフリー化の方向性	11
2. 木葉駅周辺のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	11
第4章 木葉駅周辺の重点整備地区について	
1. 生活関連施設	13
2. 生活関連経路	14
3. 重点整備地区	15
第5章 木葉駅周辺の現状に関するご意見と課題	
1. 旅客施設に関するご意見	16
2. 生活関連経路に関するご意見	18
3. 木葉駅周辺の課題	19
第6章 木葉駅周辺におけるバリアフリー化の概要	
1. 木葉駅のバリアフリー化の概要	20
2. 道路のバリアフリー化の概要	22
3. その他のバリアフリー化の取組みに関する概要	24
4. 心のバリアフリーや情報バリアフリーなどソフト対策の推進	24
第7章 バリアフリー化事業の推進体制	
1. 協議会による進行管理	26
2. バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信	26
3. その他のバリアフリー化の取組みの推進	26
第8章 参考資料	
1. 玉東町バリアフリー基本構想策定協議会 まち歩き（現地点検）の概要	28
2. 玉東町バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿	30
3. 玉東町バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	31

第 1 章 玉東町バリアフリー基本構想の策定にあたり

1. 基本構想策定の背景

高齢化の進展、また、障害のある方もない方も同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」や、より多くの方が利用しやすいまちづくり、ものづくりを進める「ユニバーサルデザイン」の考え方が広まっており、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が可能な限り自立して日常生活や社会生活を送ることができる環境整備が必要となっています。

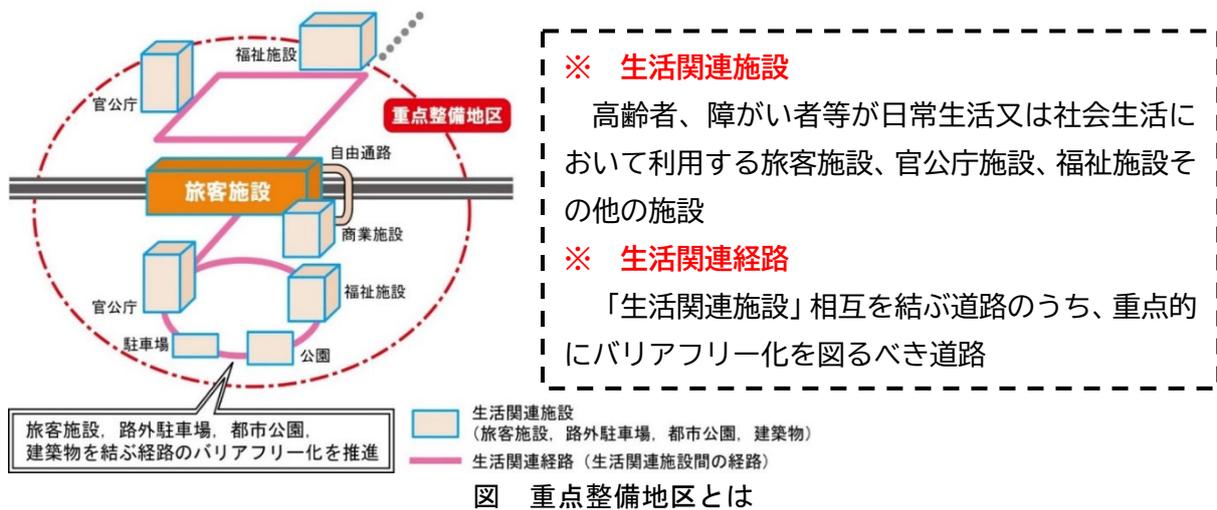
このような社会的背景により、平成 12 年に「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が制定され、また、平成 18 年 12 月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策を推進するため、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した、バリアフリー法が施行されました。バリアフリー法では、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされており、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、平成 30 年および令和 2 年に改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化した理念や、基本構想の定期的な評価等の努力義務化、さらに「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化等が定められました。

本町では、これまでに分譲地や高層マンションの整備、道路整備、公園整備、観光拠点施設や物産施設の整備など、木葉駅周辺において、「駅を中心としたまちづくり」を推進してきました。今後は、これら社会情勢の変化や国における対応等を踏まえ、道路管理者や公共交通事業者など関係機関が一体となり、多くの高齢者や障がい者などが徒歩又は車いすでの利用がしやすい環境づくり（バリアフリー化）を促進させ、更なる「駅を中心としたまちづくり」を推進することとし、「玉東町バリアフリー基本構想」（以下、「基本構想」という）を策定します。

2. 基本構想の概要

バリアフリー法における基本構想とは、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化（段差をなくしたり、視覚障がい者を誘導するための点字ブロックを設置することなど）の概要を定めたものです。

その基本構想においては、主要な旅客施設周辺のバリアフリー化の改善の必要性が高く、早期の実現性が期待できる地区を重点整備地区として選定し、交通バリアフリーに関する整備方針を定めて、バリアフリー化の重点的、一体的な推進を図ることを目的としています。



3. 基本構想に位置づけられる特定事業

基本構想策定後は、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが、国の定める「移動等円滑化基準」に基づき、バリアフリー化に向けた整備を図るための計画である「特定事業計画」を作成し、その内容に基づき、旅客施設や周辺道路等の整備を行います。

① 公共交通特定事業計画

公共交通事業者（鉄道事業者等）が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

② 道路特定事業計画

道路管理者が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

③ 路外駐車場特定事業計画

路外駐車場管理者が、障がい者が利用できる駐車スペースの確保等により、「重点整備地区」内の路外駐車場のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

④ 都市公園特定事業計画

公園管理者が、公園内の通路の勾配の改善等により、「重点整備地区」内の都市公園のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

⑤ 建築物特定事業計画

建築主等が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の建築物のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

⑥ 交通安全特定事業計画

公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

⑦ 教育啓発特定事業計画

実施する主体（市町村又は施設管理者（民間企業等も含まれる））が、学校と連携して行う教育活動の実施や移動等円滑化のための理解の増進又は協力の確保のために必要な啓発活動の実施により、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するために行う事業の計画です。

<p>公共交通特定事業 ノンステップバスの導入</p> 	<p>道路特定事業 視覚障害者誘導用 ブロックの設置</p> 	<p>路外駐車場特定事業 車椅子使用者用駐車区画 の整備等</p> 	<p>建築物特定事業 建築物内のエレベーター 設置等の段差解消</p> 	<p>交通安全特定事業 音響式信号機 残り時間のわかる信号機</p> 
<p>ホームドアの設置等</p> 	<p>車道との段差解消</p> 	<p>都市公園特定事業 園路の段差解消 障害者対応型トイレの整備等</p> 	<p>障害者対応型トイレの 整備</p> 	<p>エスコートゾーンの設置</p> 

+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

出典：国土交通省

図 （参考）基本構想に位置づけられる特定事業

4. 目標年次

「玉東町バリアフリー基本構想（以下、「基本構想」と言う）」については、令和5年度から令和15年度までを目標年次とし、バリアフリー化に努めます。

あわせて、ソフト対策等のその他取組みについては、令和15年度以降を含めた長期的な取組みとして進めていきます。

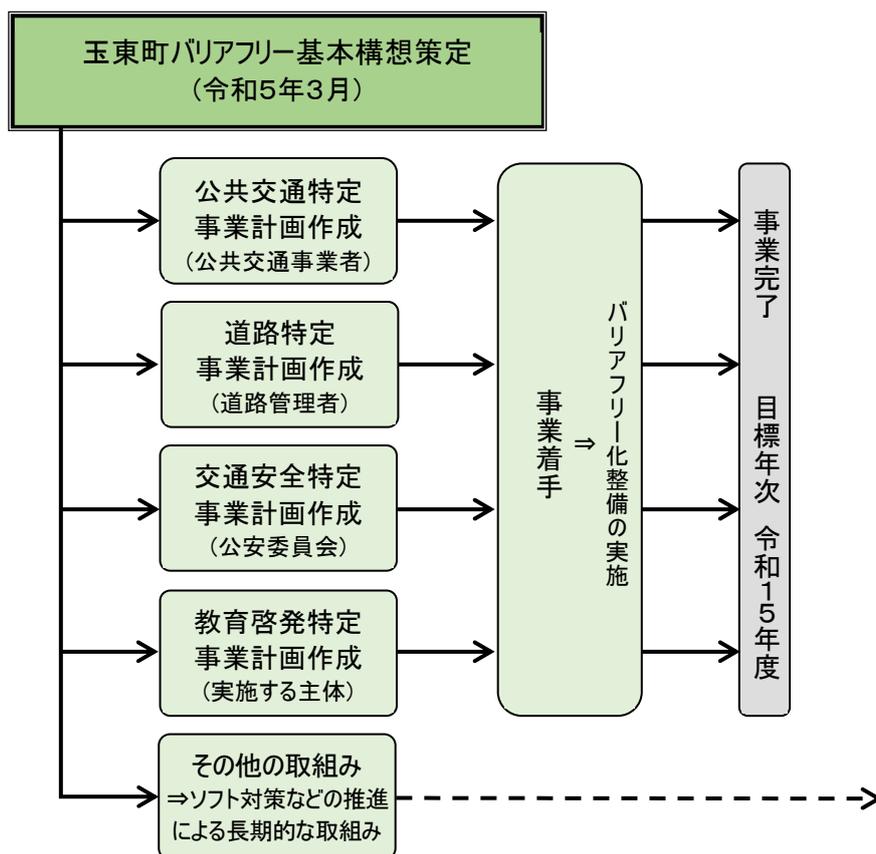


図 玉東町バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

第2章 地域現況の整理

1. 町の概要

本町は、熊本県の北部、玉名郡の南東部に位置し、東は熊本市、北は山鹿市、玉名市および和水町、西は玉名市、南は熊本市および玉名市に接しています。

人口は約5千人（令和3年）、面積は24.33km²(2,433ha)となっており、交通のアクセスでは、町の中心にJR鹿兒島本線木葉駅を有し、駅の周辺には国道208号が通っています。

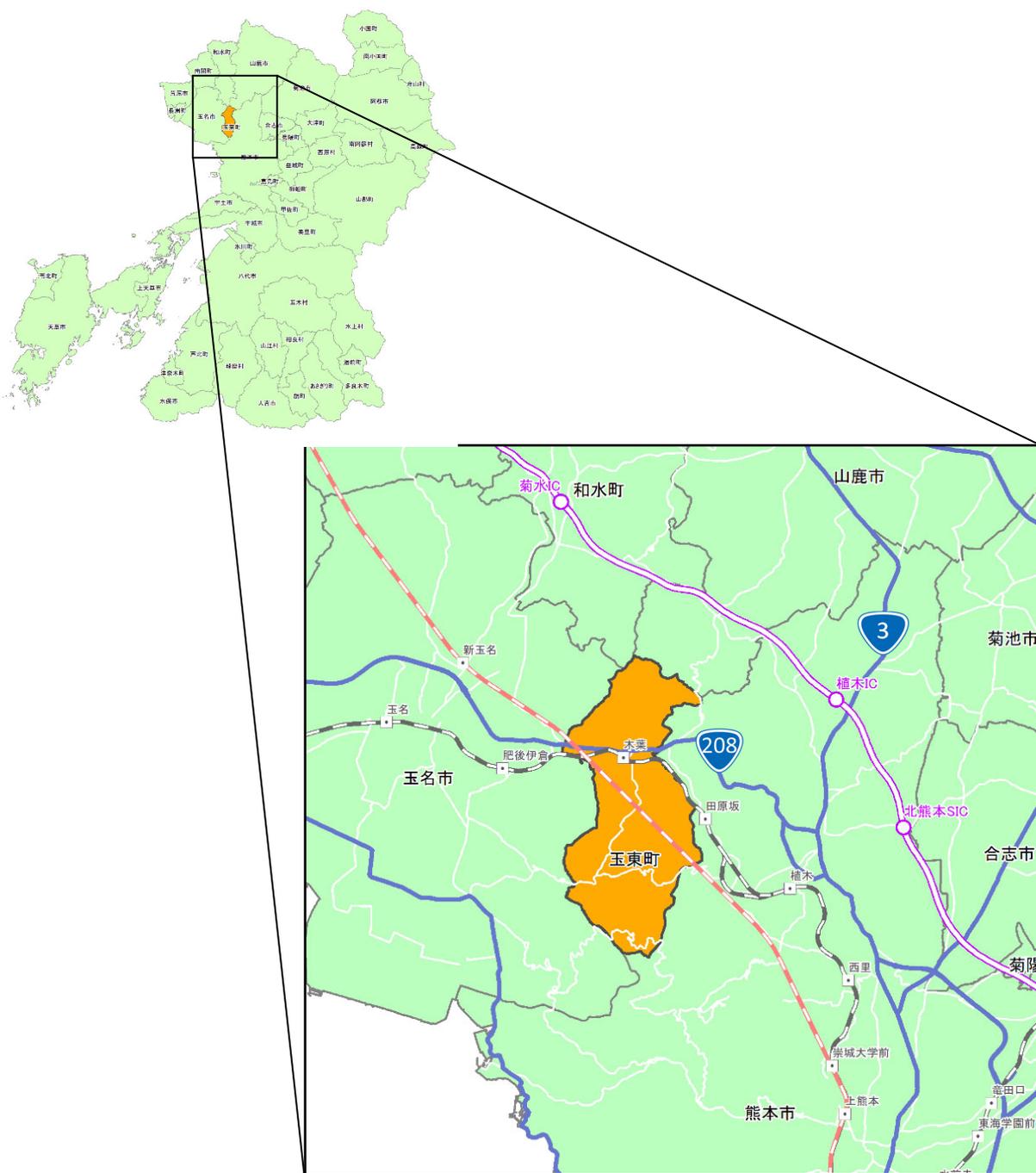


図 位置図

2. 木葉駅周辺の概況

木葉駅周辺には、「公共施設」「公園・スポーツ施設」「教育・子育て施設」「介護・福祉施設」「保険・医療施設」「商業施設」「金融施設」などが立地しています。

各施設の立地は、木葉駅を中心に南北に分布しており、「公園・スポーツ施設」の立地が他施設と比べ、駅の南側に集中しています。

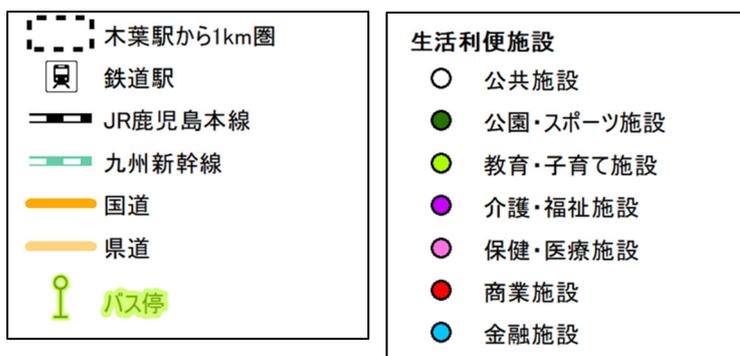
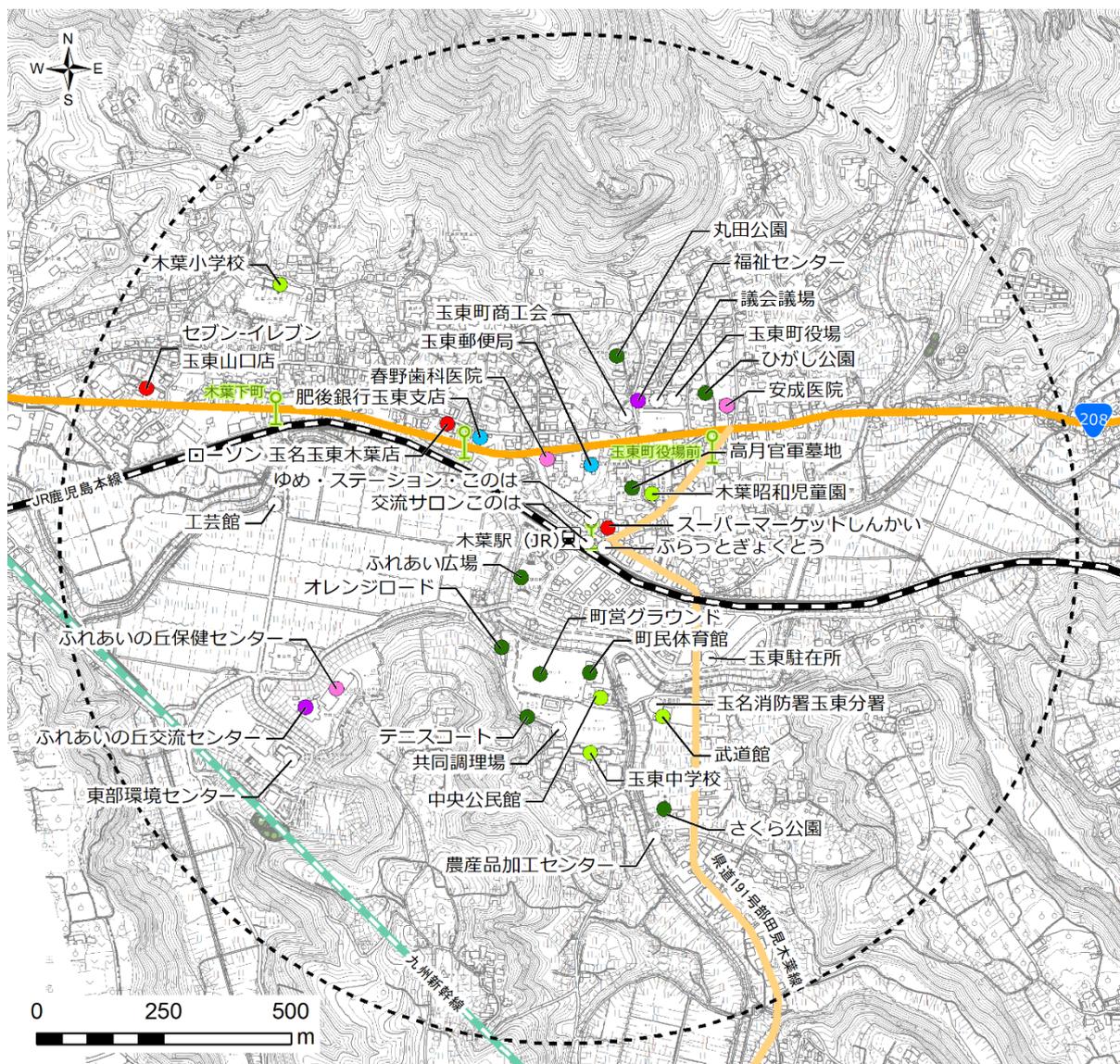


図 木葉駅周辺の施設立地状況

表 木葉駅周辺の主要施設一覧

No.	種別	施設名
1	旅客施設	木葉駅（JR）
2	公共施設	玉東町役場
3	公共施設	議会議場
4	公共施設	玉名消防署玉東分署
5	公共施設	玉東駐在所
6	公共施設	交流サロンこのは
7	公共施設	共同調理場
8	公共施設	農産品加工センター
9	公共施設	工芸館
10	公共施設	ぶらっとぎょくとう
11	公共施設	ゆめ・ステーション・このは
12	公共施設	東部環境センター
13	公共施設	玉東町商工会
14	教育・子育て施設	中央公民館
15	教育・子育て施設	木葉小学校
16	教育・子育て施設	玉東中学校
17	教育・子育て施設	木葉昭和児童園
18	教育・子育て施設	武道館
19	公園・スポーツ施設	町民体育館
20	公園・スポーツ施設	町営グラウンド
21	公園・スポーツ施設	オレンジロード
22	公園・スポーツ施設	テニスコート
23	公園・スポーツ施設	ふれあい広場
24	公園・スポーツ施設	さくら公園
25	公園・スポーツ施設	高月官軍墓地
26	公園・スポーツ施設	ひがし公園
27	公園・スポーツ施設	丸田公園
28	介護・福祉施設	福祉センター
29	介護・福祉施設	ふれあいの丘交流センター
30	保健・医療施設	ふれあいの丘保健センター
31	保健・医療施設	安成医院
32	保健・医療施設	春野歯科医院
33	金融施設	玉東郵便局
34	金融施設	肥後銀行玉東支店
35	商業施設	スーパーマーケットしんかい
36	商業施設	ローソン 玉名玉東木葉店
37	商業施設	セブン-イレブン 玉東山口店

出典：玉東町ホームページ等

3. 高齢者・障がい者等の状況

(1) 高齢化率の推移

本町の年少人口・生産年齢人口は、平成12年より令和2年まで減少傾向にあります。一方、高齢者人口は平成12年より令和2年まで増加が続いています。

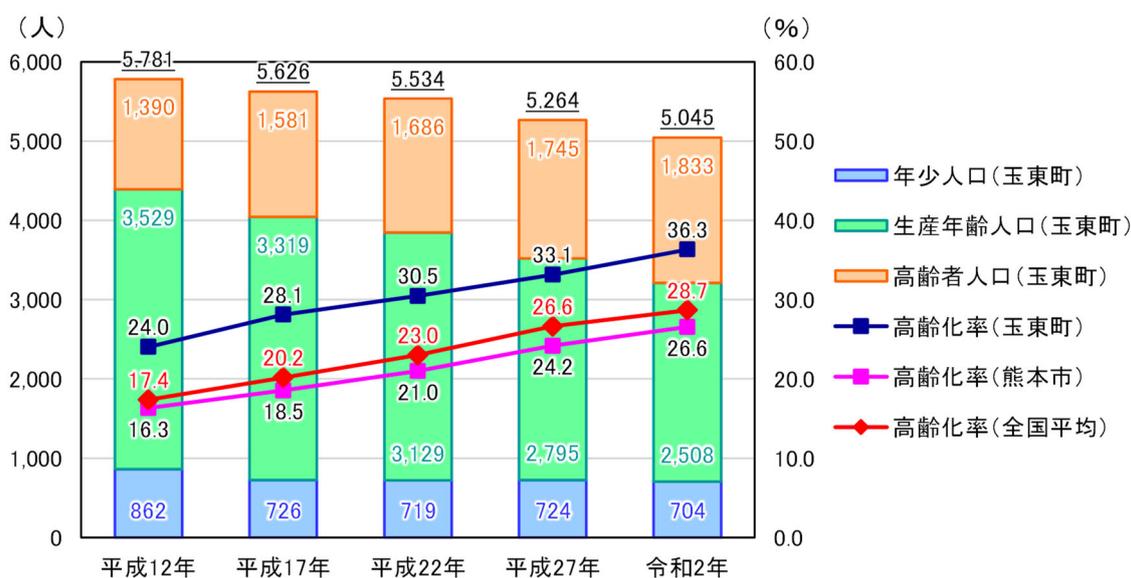
また、本町の高齢化率は平成12年から令和2年まで増加しており、令和2年において全国平均の28.7%より7.6%高い、36.3%となっています。

表 高齢化率の推移

	玉東町人口(人)				高齢化率(%)		
	総人口 (玉東町)	年少人口 (玉東町)	生産年齢人口 (玉東町)	高齢者人口 (玉東町)	高齢化率 (玉東町)	高齢化率 (熊本市)	高齢化率 (全国平均)
平成12年	5,781	862	3,529	1,390	24.0	16.3	17.4
平成17年	5,626	726	3,319	1,581	28.1	18.5	20.2
平成22年	5,534	719	3,129	1,686	30.5	21.0	23.0
平成27年	5,264	724	2,795	1,745	33.1	24.2	26.6
令和2年	5,045	704	2,508	1,833	36.3	26.6	28.7

※年齢不詳を除く

出典：国勢調査



出典：国勢調査

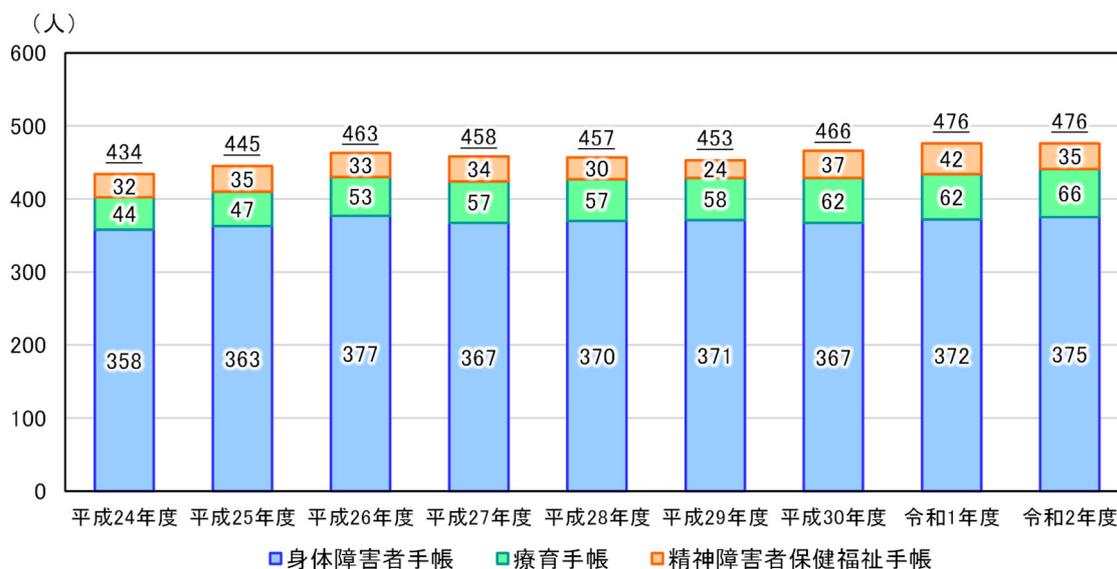
図 高齢化率の推移

(2) 障がい者の状況

障害者手帳所有者数は、平成24年度から令和2年度にかけて、若干の増加が見られます。

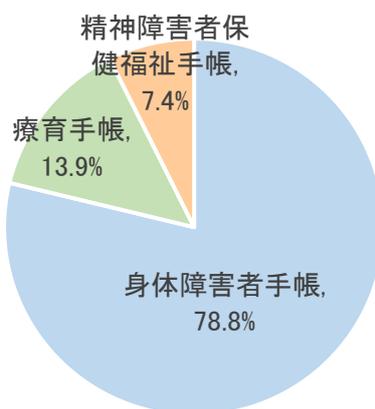
また、本町の障害者手帳交付数は、令和2年度で375件であり、療育手帳は66件となっています。

令和2年度の障害者手帳の交付割合は、「身体障害者手帳」が78.8%、「療育手帳」が13.9%、「精神障害者保健福祉手帳」が7.4%となっています。



出典：第3次玉東町障がい者計画

図 各手帳の交付数の推移



出典：第3次玉東町障がい者計画

図 障害者手帳の交付割合（令和2年度）

※ 四捨五入の関係により、合計が100%にならない。

4. 交通施設

(1) JR（鹿児島本線木葉駅）

木葉駅の利用者は、減少していますが、一定の利用状況は継続されています。

表 駅別乗車人員の推移（木葉駅）

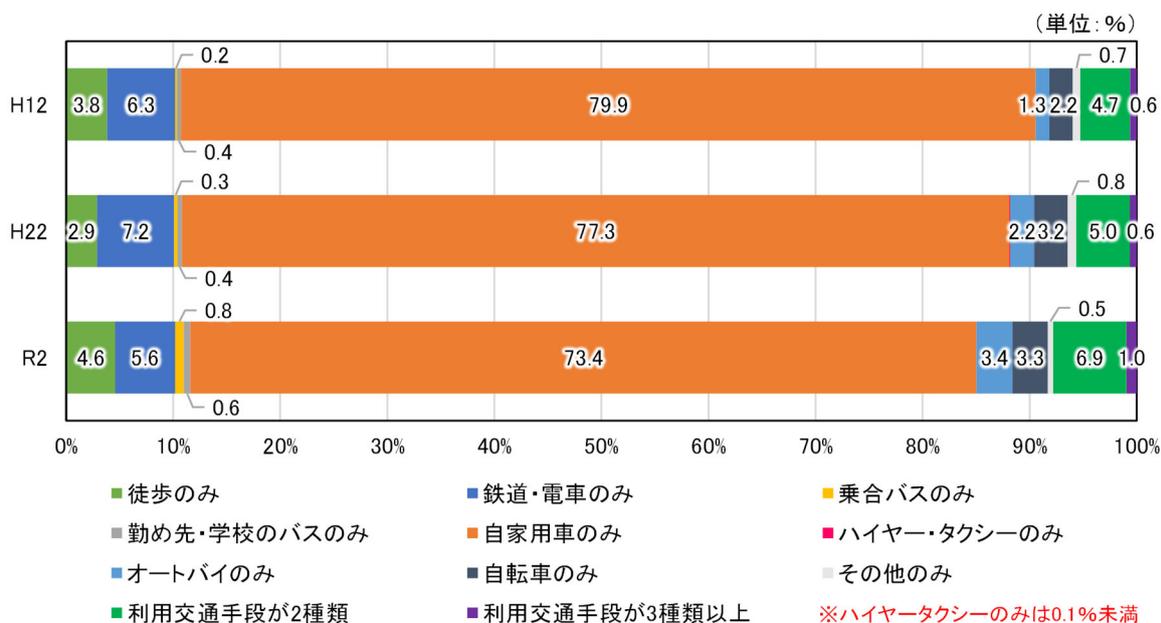
単位：（人/日）

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
木葉駅	403	385	295	322

出典：駅別乗車人員（JR九州）

(2) 公共交通利用者の状況

公共交通の利用状況では、自家用車のみ割合が一番多くなっていますが、平成12年より減少しています。



出典：国勢調査

図 通勤・通学時の利用交通手段（15歳以上）

※ 四捨五入の関係により、合計が100%にならない。

第3章 木葉駅周辺におけるバリアフリー化の方向性

1. 木葉駅周辺におけるバリアフリー化の方向性

(1) ユニバーサルデザインに基づく交通バリアフリーの推進

- ① 交通バリアフリーの推進に当たっては、「どこでも、だれもが、自由に、使いやすく」とのユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できることを基本とします。
- ② 旅客施設およびその周辺道路等の整備については、本基本構想に示した事業内容だけでなく、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けた長期的な取組みについても、可能な限り進めます。
- ③ 旅客施設および車両等（ハード面）の整備だけでなく、すべての人が安心・安全で円滑に移動するために必要な情報やサービスを容易に受けられ、様々な個性や違いを超えて、お互いを理解し、助け合える取組み（ソフト面の対策）を積極的に行います。
- ④ 鉄道駅におけるホームからの転落事故や列車との接触事故への対策の必要性が高まっていることを踏まえ、ハード面の整備やソフト面の対策を進めます。

(2) 地域住民・利用者等の意見の反映

バリアフリー化の推進に当たっては、高齢者や障がい者をはじめ、地域住民や施設利用者等の意向を踏まえ、検討を行っていくことが必要です。

検討に当たっては、町民や利用者代表等が参画する協議会の開催等により、多くの方のご意見をお聴きし、可能な限り本基本構想に反映します。

2. 木葉駅周辺のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

木葉駅周辺のバリアフリー化を推進するにあたり、本町の最上位計画となる「第6次玉東町総合計画」を踏まえ、木葉駅周辺のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を以下のとおり定めます。

基本理念

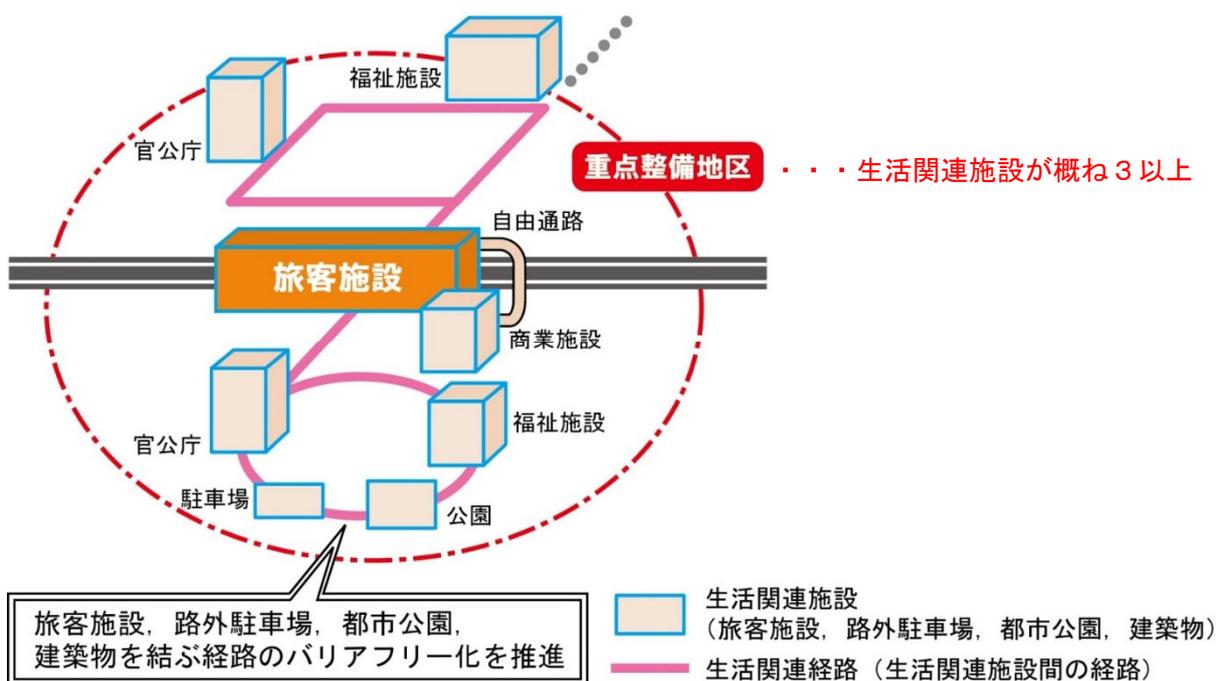
人々が回遊したくなる魅力あるまち

基本方針

- 人々が回遊したくなる魅力ある空間形成の推進
- すべての住民が駅および周辺施設を安全かつ円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づいた整備を推進
- 「心のバリアフリー」、「情報バリアフリー」の推進

第4章 木葉駅周辺の重点整備地区について

基本構想では、重点整備地区においてバリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」や「生活関連経路」を含み、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区である「重点整備地区」の区域を定めます。



※ 生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※ 生活関連経路

「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路

図 重点整備地区について

1. 生活関連施設

木葉駅から徒歩圏内（半径 1km 圏内）の施設立地状況を踏まえ、多くの高齢者や障がい者等が徒歩又は車いすで利用することが想定される施設を「生活関連施設」として下表のとおり設定しました。

表 生活関連施設

区分	施設名	摘要
旅客施設	木葉駅（JR）	・旅客施設
公共施設	玉東町役場 交流サロンこのは ぷらっとぎょくとう ゆめ・ステーション・このは	・多くの高齢者や障がい者などが 徒歩又は車いすにより利用する と考えられる施設
教育・子育て施設	中央公民館 武道館	
公園・スポーツ施設	町民体育館 町営グラウンド オレンジロード テニスコート ふれあい広場 ひがし公園	
介護・福祉施設	福祉センター ふれあいの丘交流センター	
保健・医療施設	ふれあいの丘保健センター 安成医院	
金融施設	玉東郵便局	
商業施設	スーパーマーケットしんかい	

2. 生活関連経路

木葉駅周辺において、「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路「生活関連経路」を下表のとおり設定しました。

なお、まち歩き（現地点検）を行ったものの、生活関連経路として設定しない経路における課題に対しても、継続して検討していきます。

表 生活関連経路

生活関連経路	路線名 (区間)
①	町道役場・上木葉団地線 (生活関連経路⑦～新庁舎)
②	町道 木葉四ツ角・木葉駅線 (玉東町木葉交差点～生活関連経路⑧)
③	町道 二俣橋・公民館線 (生活関連経路⑧～中央公民館)
④	町道 箱井・世尊寺線 (町営グラウンド～生活関連経路⑥)
⑤	町道 ふれあい橋・木葉駅南前線 (生活関連経路⑥～町道 木葉駅南歩道 1 号線)
⑥	町道 二俣橋・ふれあいの丘線 (生活関連経路⑧～町道 下町・小清水線)
⑦	国道 208 号 (玉東町木葉交差点～安成医院前)
⑧	県道 191 号 部田見木葉線 (生活関連経路②～生活関連経路③)

3. 重点整備地区

木葉駅周辺における「重点整備地区」の区域については、道路や敷地界などを境界とし、「生活関連施設」や「生活関連経路」を含む範囲（約 24.3ha）とし、下図のとおり設定します。

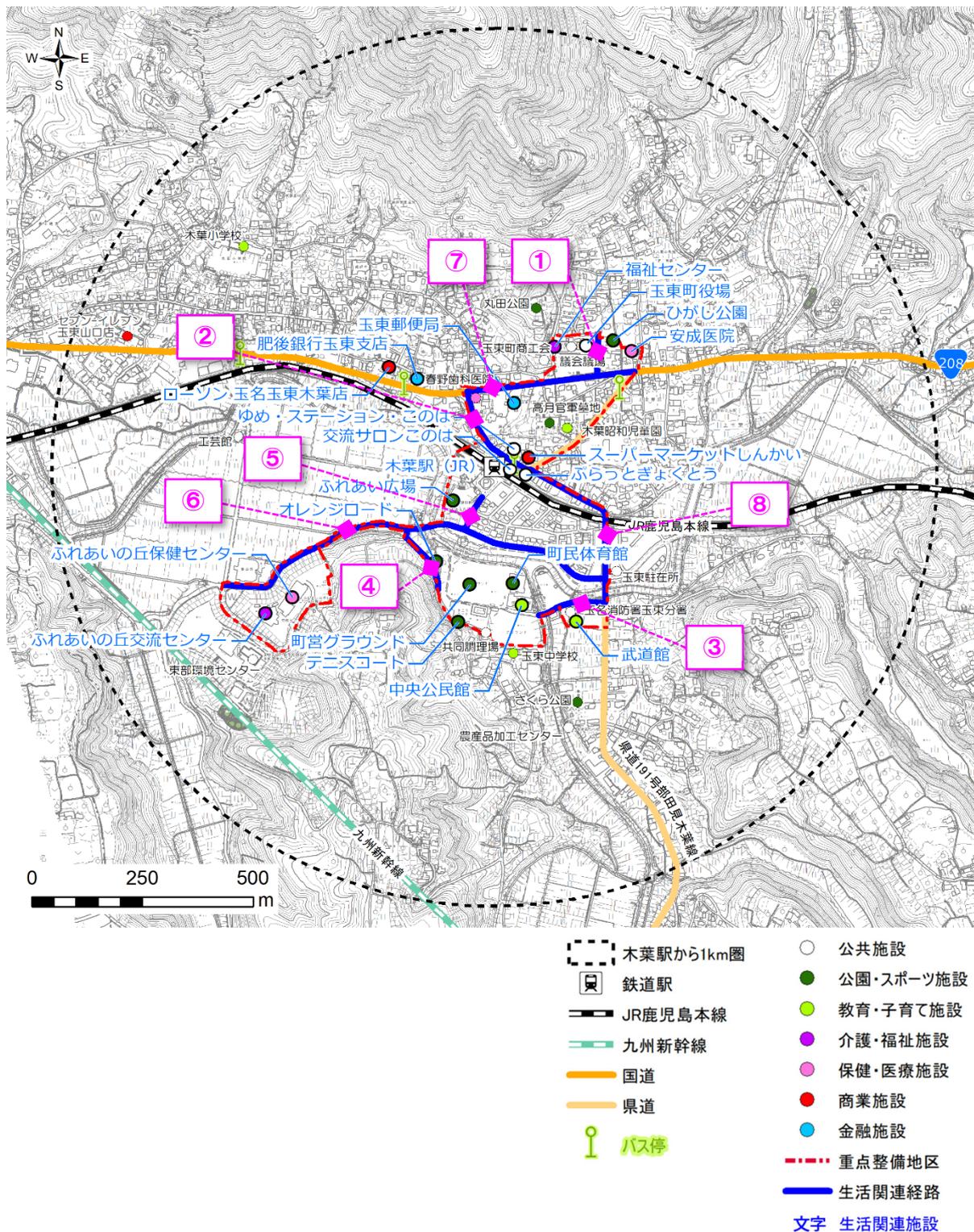


図 生活関連施設、生活関連経路および重点整備地区の区域

第5章 木葉駅周辺の現状に関するご意見と課題

基本構想の策定に当たっては、協議会において数多くのご意見をいただくとともに、まち歩き（現地点検）を行い、駅や道路などの課題について意見交換を行いました。木葉駅や「生活関連経路」の現状に対するご意見と課題は次のとおりです。

1. 旅客施設に関するご意見

木葉駅のバリアフリー化状況を下表に示すとともに、木葉駅に関する主なご意見を次ページの図に示します。

表 木葉駅のバリアフリー化状況（令和4月12月現在）

鉄道事業者名		JR九州	
路線名		鹿児島本線	
駅名		木葉駅	
駅の構造		地上駅	
1日平均利用者数（2021年度）※		644人	
段差解消の状況	出入口～改札口（改札外）		・段差なし
	改札口～プラットフォーム（改札内）	大牟田・久留米・博多方面（上り）	・段差あり
		熊本・新八代・八代方面（下り）	・段差なし
視覚障害者誘導用ブロック			・出入口から改札口、階段への視覚障害者誘導用ブロックあり
運行情報設備	音声案内		・なし
	文字情報		・なし
点字料金表示			・なし
トイレ			・隣接施設「ぷらっとぎょくとう」に多機能トイレあり
休憩施設			・ベンチあり
転落防止対策			・ホーム縁端部に警告ブロック（内方線あり） ・ホーム端での転落防止対策（フェンス）
券売機			バリアフリー対応券売機なし
改札口			1箇所

※ JR九州公表値（駅別乗車人員）を2倍したものの

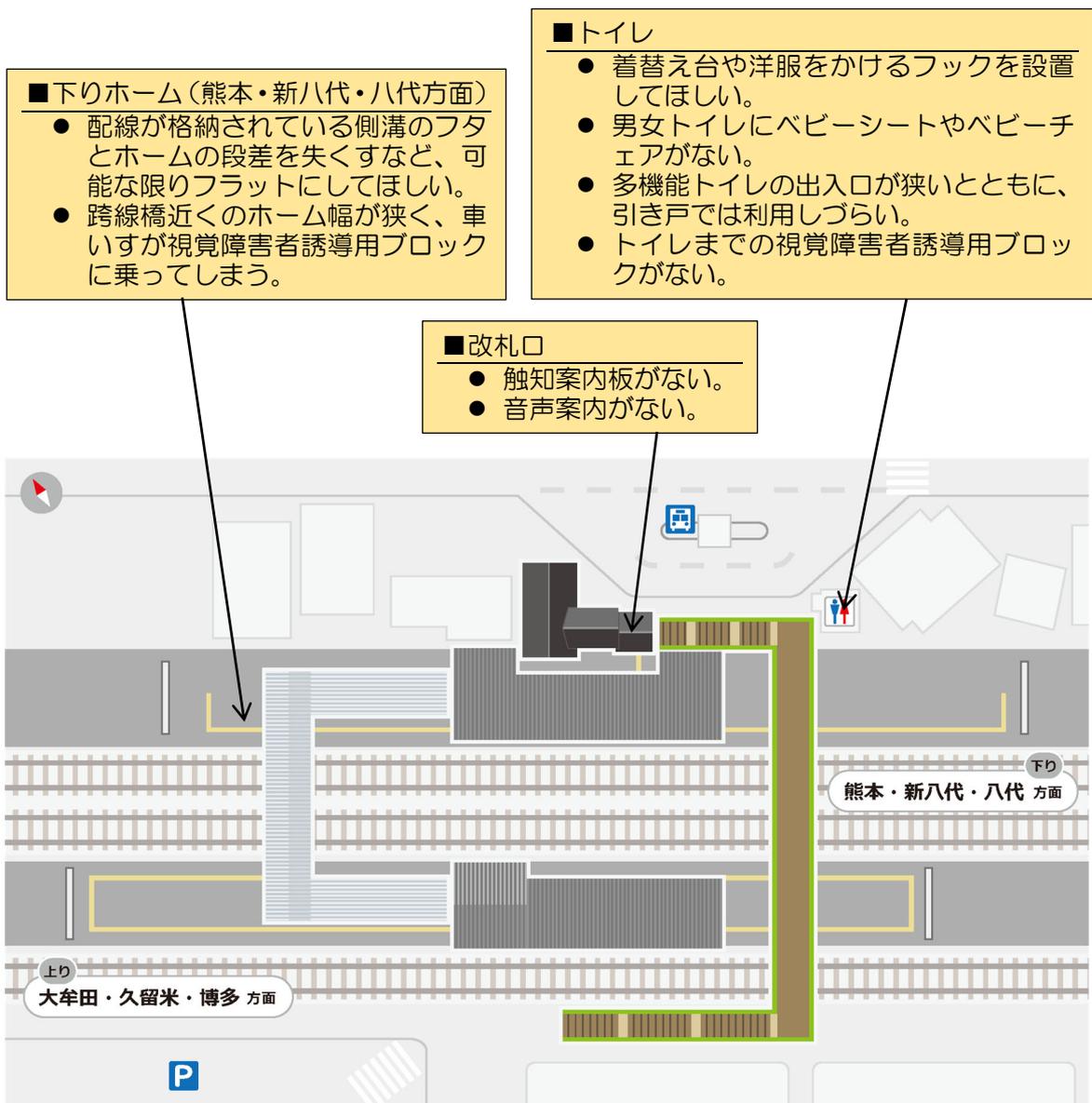


図 木葉駅に関する主なご意見

2. 生活関連経路に関するご意見

「生活関連経路」に関する主なご意見を次ページの図に示します。

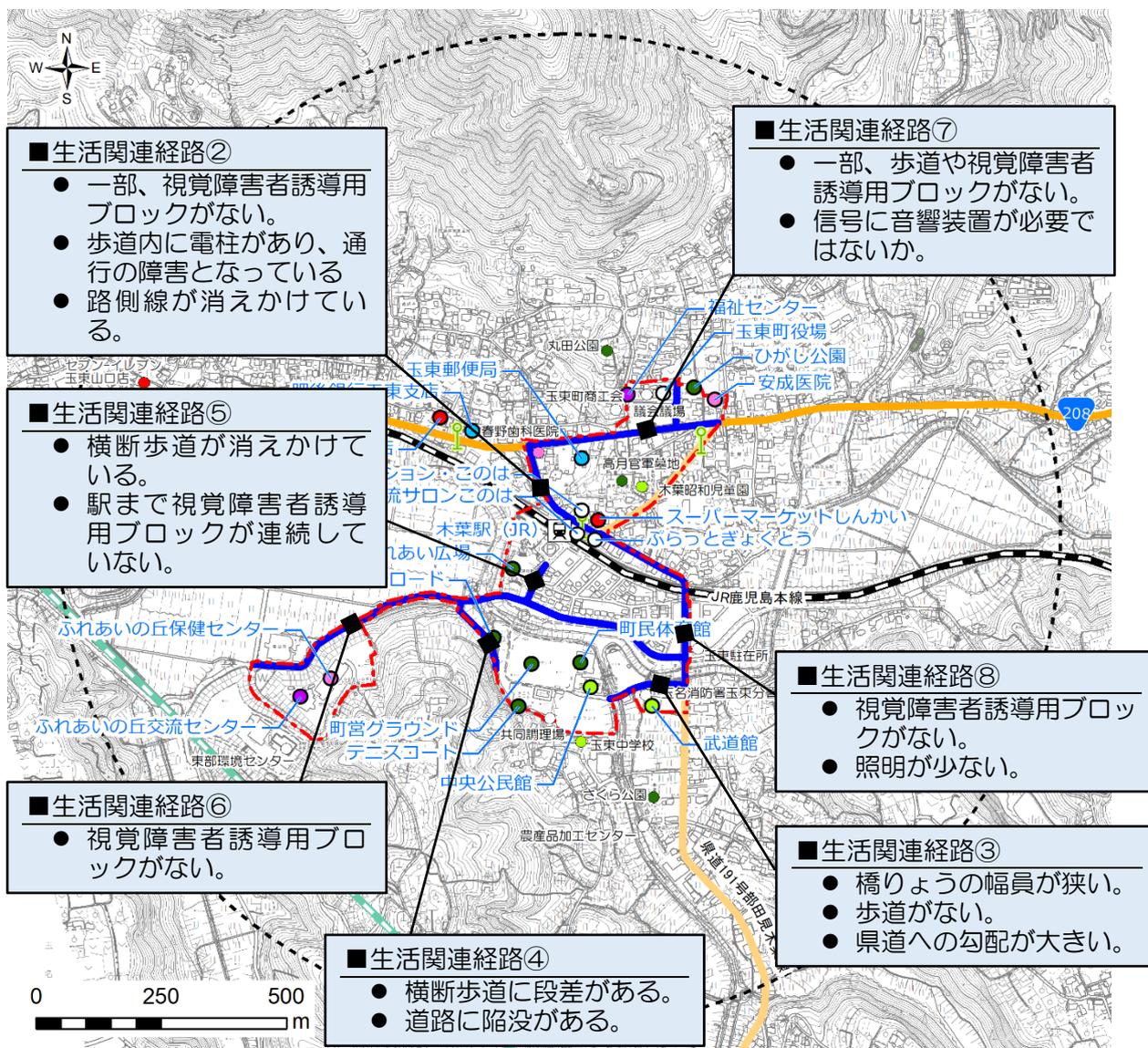


図 「生活関連経路」に関する主なご意見

3. 木葉駅周辺の課題

木葉駅と「生活関連経路」の現状に関するご意見を踏まえた木葉駅周辺周辺における課題は以下のとおりです。

木葉駅	<p><u>すべての人が円滑に移動できる経路がない</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 大牟田・久留米・博多方面（上り）ホームを利用するには、跨線橋（階段）による上下移動が必要であり、車いすやベビーカーなどを利用される方の移動に対応していない。 <p><u>誰もが使いやすいトイレではない</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 木葉駅にトイレはなく、隣接施設「ぷらっとぎょくとう」のトイレを利用することになる。多機能トイレはあるが、バリアフリーの視点からは各種設備について機能不足が認められる。
生活関連経路	<p><u>歩道に段差や勾配が大きい箇所等がある</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 歩道のある道路においては、歩道切り下げ部の段差や勾配が大きい箇所等がある。● 視覚障害者誘導用ブロックがない箇所がある。 <p><u>歩行者が安全に通行できる環境が少ない</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 歩行者の歩く場所が明確でない箇所が多いが、幅員が狭い道路が多く、沿道にも建物が立地しているなどの制約も多いことから、基本的に歩道の設置が困難な状況となっている。● 視覚障害者誘導用ブロックがない箇所が多い。● 電柱等が通行の支障となっている箇所がある。

第6章 木葉駅周辺におけるバリアフリー化の概要

木葉駅周辺におけるバリアフリー化推進に係る基本理念、基本方針および課題を踏まえ、今後、公共交通事業者・道路管理者・公安委員会などが木葉駅周辺において実施するバリアフリー化などの概要を示します。

なお、特定事業については、基本構想策定後、公共交通事業者（鉄道事業者）や道路管理者（国土交通省、熊本県、玉東町）、公安委員会（熊本県公安委員会）が、必要に応じて具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

1. 木葉駅のバリアフリー化の概要

旅客施設（木葉駅）におけるバリアフリー化の概要を下表および次ページの図に示します。

表 木葉駅のバリアフリー化の概要

	事業内容	事業主体	目標年次
公共交通特定事業	エレベーターの新設（2基）	JR九州	令和5年度
	触知案内板の新設		
	盲導鈴の新設		
	列車接近表示機の新設		
	旅客通路、通路上上屋の新設		
	駅構内誘導ブロックの改良		
その他の取組み	耳やことばの不自由な人に対して、「耳マーク」の設置や筆談で対応できる体制の検討	玉東町	継続
	木葉駅周辺における車いす利用者用駐車施設の確保		

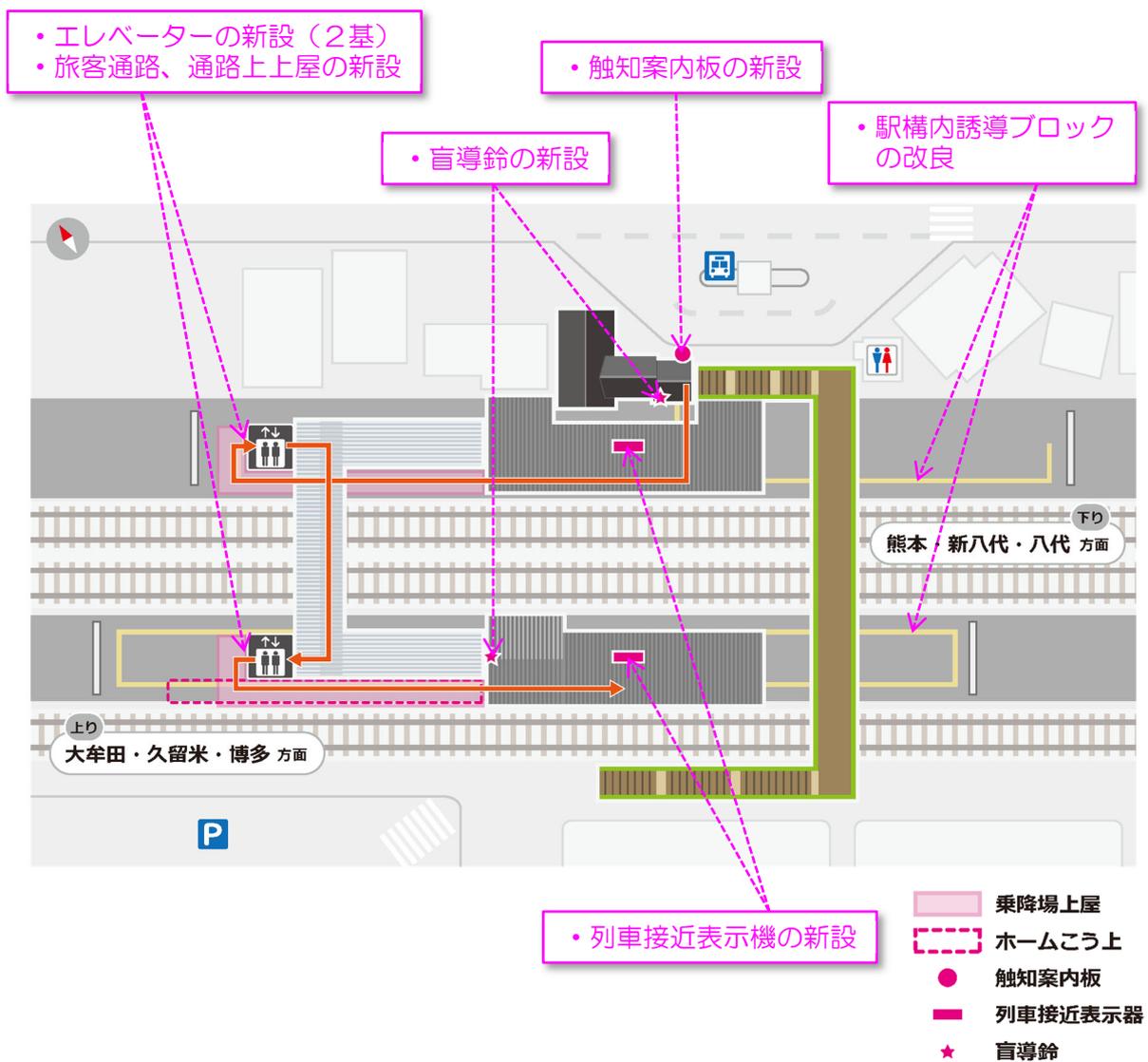


図 木葉駅のバリアフリー化の概要

2. 道路のバリアフリー化の概要

道路のバリアフリー化の概要を下表および次ページの図に示します。

表 道路のバリアフリー化の概要

	生活関連経路	路線名	事業内容	目標年次
道路特定事業	①	町道 役場・上木葉団地線	○庁舎建設事業と併せたバリアフリー経路の確保	令和 15 年度末までに着手
	②	町道 木葉四ツ角・木葉駅線	○段差・勾配の改善 ○歩行空間の明確化	
	③	町道 二俣橋・公民館線	○歩行空間の明確化	
	④	町道 箱井・世尊寺線	○段差・勾配の改善	
	⑤	町道 ふれあい橋・木葉駅南前線	○段差・勾配の改善	
	⑥	町道 二俣橋・ふれあいの丘線	○段差・勾配の改善	
今後の検討路線	⑦	国道 208 号	○バリアフリー化について引続き検討	継続
	⑧	県道 191 号 部田見木葉線		
その他の取組み	—	生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理の中で、可能な限りバリアフリー化	継続

3. その他のバリアフリー化の取組みに関する概要

(1) 交通安全施設などのバリアフリー化

熊本県公安委員会は、今後、必要に応じて交通安全特定事業を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、「重点整備地区」内の交通安全施設などのバリアフリー化を図ります。

(2) 建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法及び熊本県やさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。また、玉東町は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行います。

(3) 情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、木葉駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、国が定める「移動等円滑化基準」に沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

4. 心のバリアフリーや情報バリアフリーなどソフト対策の推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備（ハード面）だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障がい者などに対する町民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修を展開するなど、「心のバリアフリー」を推進します。

また、公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の視点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

- 情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により分かりやすく発信するよう努めます。
- 情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなど双方向性を踏まえて進めます。

今後、継続的に取組むソフト施策の概要を下表に示します。

表 ソフト施策の概要

	内容※1	具体例	町関係課※2
心のバリアフリーを推進するソフト施策	町民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	ホームページや駅の掲示版、バス停の空きスペース、車両内の吊り広告を活用し、高齢者や障がい者の手助けの方法に関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信	企画財政課 町民福祉課 保健介護課
		高齢者や障がい者とのふれあいの場の設置	
		駅における介助体験、疑似体験	
		高齢者や障がい者などに対する声かけの実施	
	地域住民が主体となった取組みの実施	高齢者や障がい者への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、町や事業者が実施する取組みやサービスに対する積極的な意見や提案	町民福祉課 保健介護課
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障がい者との交流や介助体験、疑似体験によるボランティア意識の醸成	町民福祉課 保健介護課 学校教育課
		高齢者や障がい者との交流を深めるための手話教室、点字教室、認知症サポーター養成講座等の開催	
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	高齢者や障がい者をはじめ、すべての人に対して適切なコミュニケーションが確保できるよう、接客マニュアルによる接客教育の実施	総務課 企画財政課 町民福祉課 保健介護課
		改札口への「耳マーク」の掲示及び聴覚障がい者の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討	
		介助体験、疑似体験による訓練、研修の実施	
違法駐車・駐輪などの防止	違法駐車・駐輪、看板類など、円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報・啓発活動	総務課 建設課	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報発信	ホームページや冊子等による、駅のエレベーターや多機能トイレの有無等のバリアフリーに関する情報発信（玉東町や公共交通事業者のホームページ）	総務課 企画財政課
	駅や歩行経路における情報提供の充実	すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供	企画財政課 町民福祉課 保健介護課

※1 「町関係課」と公共交通事業者、各行政機関などが連携して実施

※2 令和5年3月現在の組織名で記載

第7章 バリアフリー化事業の推進体制

基本構想に位置づけられたバリアフリー化事業は、今後、関係者が互いに連携し、町民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制により推進します。

1. 協議会による進行管理

基本構想の策定に向けて協議・検討を行ってきた「玉東町バリアフリー基本構想策定協議会」については、基本構想策定後も事業を実施するための連絡調整を行うとともに、木葉駅周辺のバリアフリー化事業が一定の進捗を見た段階などにおいて、適宜開催します。そして、これまでの協議会での検討内容など、町民をはじめとする利用者の意向が十分反映されているのか検証を行います。

2. バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報発信

玉東町や鉄道事業者等は、木葉駅周辺をはじめ全町的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを通じて、情報を発信します。

3. その他のバリアフリー化の取組みの推進

木葉駅周辺のバリアフリー化を推進するため、施設設置管理者等に対するバリアフリー化に向けた助言・指導等を行うとともに、ソフト対策の推進に向けて、「心のバリアフリー」の普及・啓発に努めます。

バリアフリー化事業の推進体制を次ページの図に示します。

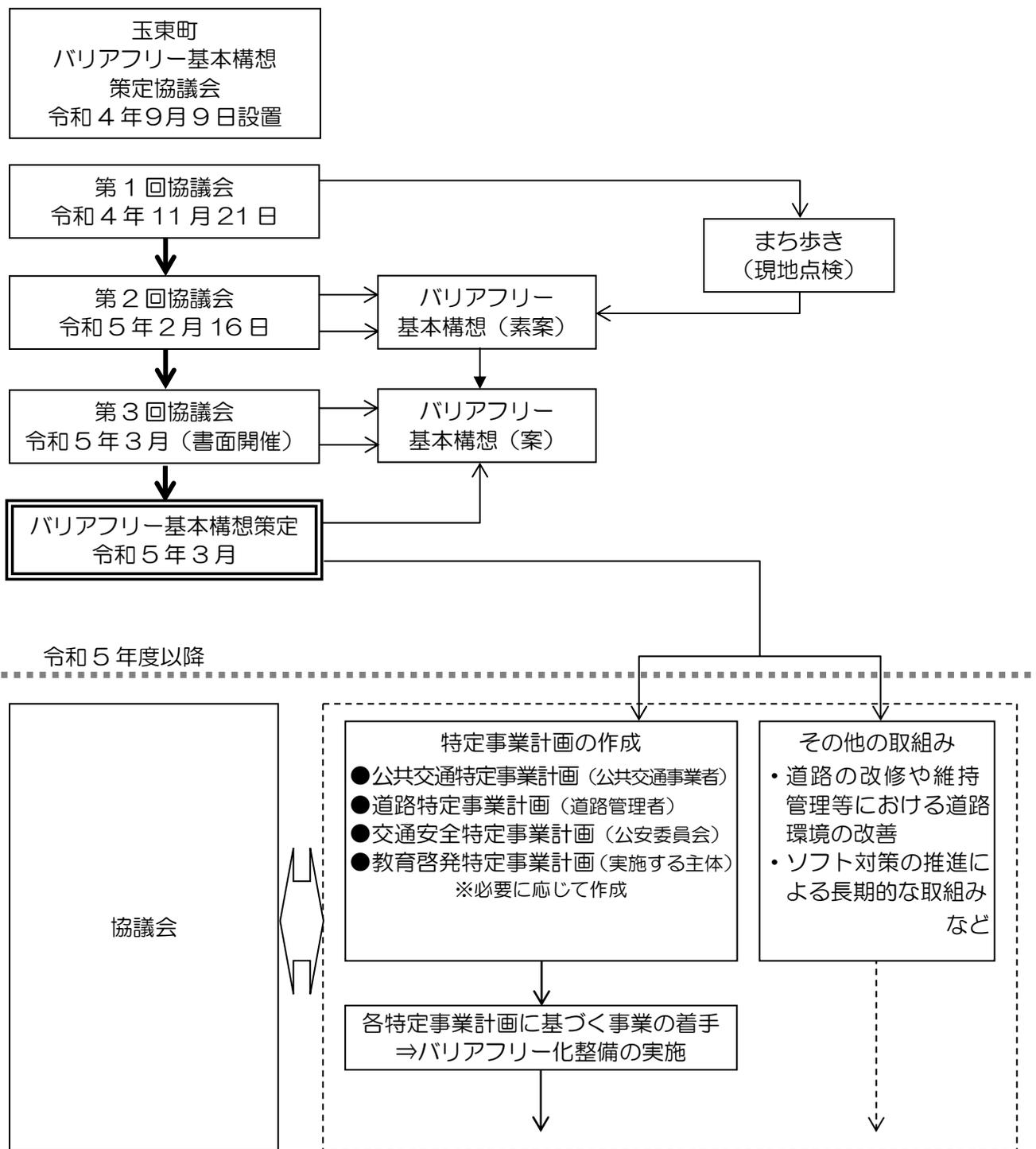


図 バリアフリー化事業の推進体制

第8章 参考資料

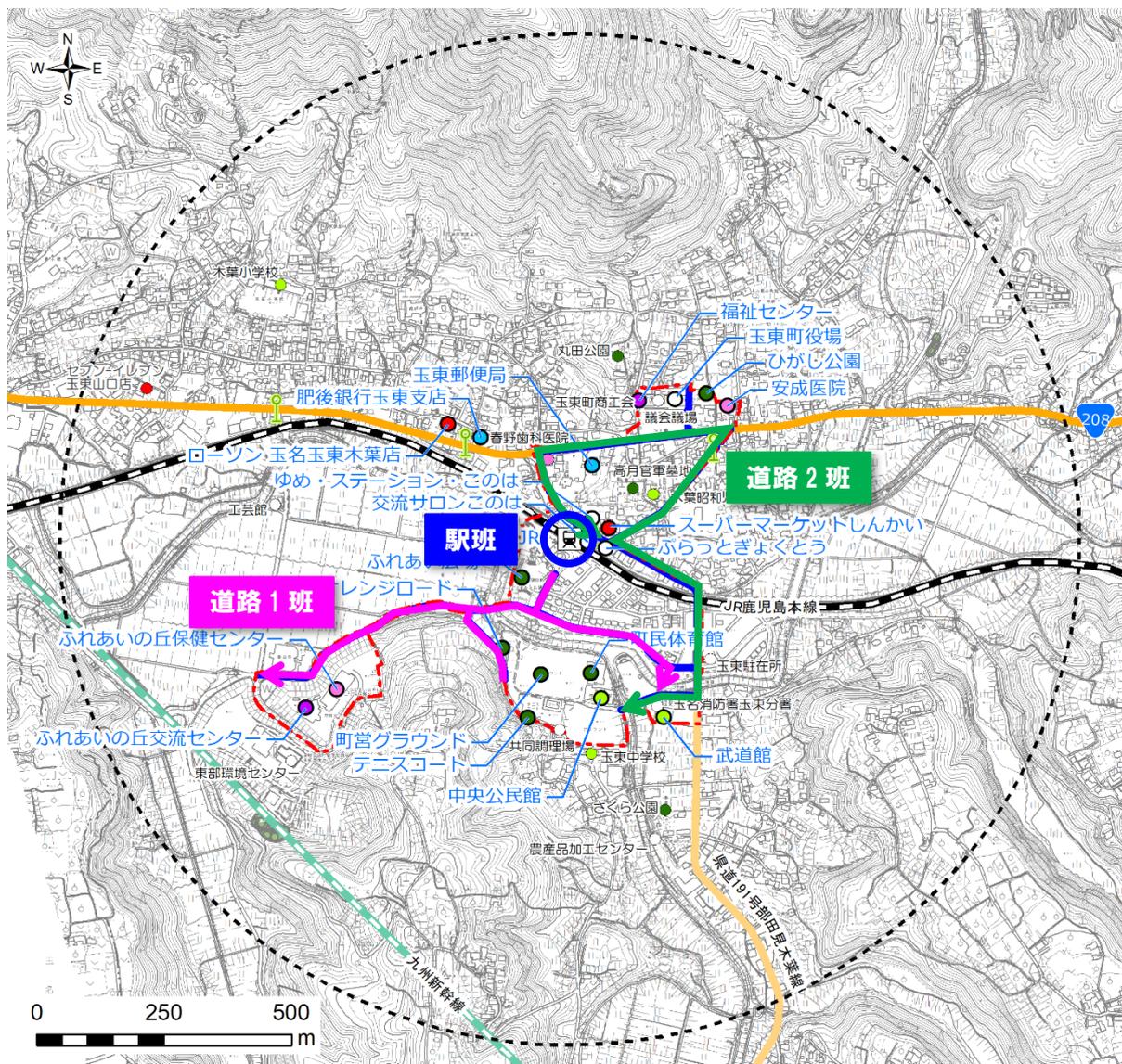
1. 玉東町バリアフリー基本構想策定協議会 まち歩き（現地点検）の概要

(1) 実施日

令和4年12月19日（月） 13:30～16:30

(2) 参加者

総数37名（道路1班：12名、道路2班：13名、駅班：12名）



(3) 調査の状況

道路 1 班



道路 2 班



駅班



2. 玉東町バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

(敬称略)

No.	所属	役職	氏名	備考
1	九州看護福祉大学	専任講師	田島 望	会長
2	玉東町嘱託員会	会長	徳永 博	
3	玉東町オレンジクラブ連合会	会長	古戔 恵弘	
4	玉東町身体障害者福祉協議会	会長	田添 洋一	
5	玉東町発達支援親の会親子育て玉トーク	代表	甲斐 紗耶香	
6	玉東町社会福祉協議会	事務局長	中嶋 範子	
7	玉東町商工会	会長	金川 晃	
8	玉東町議会	議長	松尾 純久	
9	玉東町議会	総・経・建常任委員長	坂村 勇治	
10	国土交通省熊本河川国道事務所交通対策課	課長	今村 剛	
11	熊本県企画振興部交通政策課	課長	坂本 弘道	
12	熊本県健康福祉部健康福祉政策課	課長	井藤 和哉	
13	熊本県玉名地域振興局土木部	部長	工藤 康隆	
14	玉名警察署交通課	課長	皇子 博秋	
15	九州旅客鉄道株式会社営業部企画課	副課長	大嶋 啓介	
16	九州旅客鉄道株式会社建設工事部施設課	課長代理	森本 勇介	
17	産交バス株式会社営業企画部 玉名営業所	所長	宮島 雅彦	
18	玉名タクシー有限公司	取締役営業部長	城戸 正志	
19	有限会社高瀬合同タクシー	常務取締役	松葉 秀文	
20	玉東町教育委員会	教育長	下地 哲雄	
21	玉東町総務課	課長	古閑 康広	
22	玉東町町民福祉課	課長	上田 直紹	
23	玉東町保健介護課	課長	清田 博之	
24	玉東町建設課	課長	小島 隆一	
25	玉東町教育委員会事務局	事務局長	藤本 一之	
26	国土交通省九州運輸局熊本運輸支局	首席運輸企画専門官	白石 勇人	お`ザ`パ`-
27	玉東町	町長	前田 移津行	顧問

3. 玉東町バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

令和4年9月9日
玉東町告示第98号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、玉東町バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第25条第1項に基づく玉東町バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する協議及び調整。
- (2) 基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る協議及び調整。

(組織)

第3条 協議会は、町長が委嘱又は任命する次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 商工関係団体を代表する者
- (6) 公共交通事業者
- (7) 公安委員会の職員
- (8) 国、県及び町の道路管理者
- (9) その他関係行政機関及び町の職員
- (10) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として1年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に役員として、顧問及び会長を置く。

2 顧問は玉東町長とし、協議会の会議（以下「会議」という。）に出席し、意見を述べることができる。

3 会長は委員の互選で選出し、会務を総理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、玉東町企画財政課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長には玉東町企画財政課長を充て、事務局員に玉東町企画財政課職員を充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 会議の招集に関し、第5条第3項の規定により、会長が選出されるまでは、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。